

つくば市内における特定建設作業に係る規制基準(振動)

用途地域	住居専用低層地域	住居専用低層地域	住居専用中高層地域	住居専用中高層地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域のない区域	工業地域	工業専用地域	備考
規制基準 ※	第一号区域						第二号区域						-	工業地域は 学校(※1)、保育所(※2)、 病院(※3)、図書館(※4)、 特別養護老人ホーム(※5)、 幼保連携型認定こども園(※6) の敷地の周囲80mの区域内は 第一号区域、それ以外を第二号 区域とする。
	75デシベル 19時～翌7時禁止 1日10時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休日の禁止						75デシベル 22時～翌6時禁止 1日14時間以内 連続6日以内 日曜日その他の休日の禁止							
適用法令	振動規制法											-		
規制基準の適用	特定建設作業の場所の敷地境界											-		

用途地域…都市計画法第8条第1項第1号に規定するもの

- (※1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校
- (※2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する保育所
- (※3) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの
- (※4) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館
- (※5) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホーム
- (※6) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園

※規制基準に関して、一部例外がございますので、詳しくは「振動規制法施行規則(昭和51年11月10日 総理府令第58号)別表第一」をご参照ください。